さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2024.10.4(金)
No. 292

続報！

スタディサプリ問題

市教委は現場任せ？
今こそ現場が検討する時！

回答から明らかになった市教委の２つの問題点

私たちが７月17日に提出していたスタディサプリに関する「公開質問状および要望書」の回答が市教委からありました（裏面）。

私たちが出した３つの要望と５つの質問への回答から、次の２つの問題点が明らかになりました。

一つめは、市教委の回答からは７月14日の読売新聞のスタディサプリ報道に関して当事者意識が感じられないという問題です。

市教委としてスタディサプリについて何らかの行動（各学校や保護者への説明・スタディサプリの停止など）を起こすことはないことが明らかになりました。

「スタディサプリは学校教育法第34条第４項（中略）により、各学校で選定される教材の一つであります。」「リクルートのＨＰにおいて（中略）説明」されているという回答から、対応の責任は各学校に負わせるという市教委の姿勢が見て取れます。

また市教委には本来「各学校で選定」されるべき教材を全校に向けて導入を迫るという「逸脱行為」を行った責任を省みる姿勢も一切ありません。

二つめは、子どもたちの個人情報は本当に守られているのかどうかという問題です。

回答では「個人情報の保護に関する法律（中略）に適合している」の一点張りです。

読売新聞の記事では、「スタディサプリは子どもの氏名や生年月日などの情報を直接取得して管理している」こと自体が問題であるとしています。それは文科省の「子どもの個人情報は自治体が主体となって取得・管理するべきだ」という見解に反しているからです。同新聞の記事で紹介されている弁護士の話では「子どもの個人情報を事業者が直接取得して管理すれば、制約なく使えてしまう」とその危険性を指摘しています。

にもかかわらず市教委は読売新聞の問題意識に対して一切回答で触れていません。

しかもさいたま市の市民団体の質問に対して市教委は「リクルートは、スタディサプリで得た名前、生年月日の個人情報の管理を国内の業者に委託している」と回答しています。

スタサプをめぐる各学校の事例

したがって私たちは、かつて市教委の勧めによって全ての小中学校が採用したスタディサプリの継続について、本格的に検討する段階にあります。

そこで３つの学校と保護者の声をご紹介します。

（A小学校のケース）

・スタサプの契約を初年度の１年間のみの利用で、翌年から契約を解除した。

理由は以下。

①既習ではないことも多く入っており、内容が難しい。

②授業、宿題として活用しづらい。

③タブレットの全校での毎日持ち帰りが本格化していない。

④イヤホンの購入問題・１年目の契約途中に、事前に学年ごとにアンケートを取り、その後、職員会議で全体で意見を取りまとめる形で話し合われた。

・Ａ小学校の教諭は当時を振り返り、次のように話していた。

「お金を集金している以上、私達はそれを活用しなければいけませんね。でも、それでは首がしまります。また、一律に集金しても活用には教科ごとの差や、教員の活用スキルの問題なども起こり得ます。当時はそこも話題になったと思います。」

（B小学校のケース）

・今年度から小学１・２年生はスタサプを申し込まなかった。

・使い勝手がよくないので、これまでもあまり活用されてこなかった。

・スタサプが年額５００円で済むのは令和９年３月までとなっている。今の低学年は、もし中学校でスタサプを使うとしても、その頃にはすでに５年間の契約が終了し、年額３０００円以上も払うことになる。継続する利点が見られない。

・来年度は小３以上のスタサプについても終了を検討している。

（C中学校のケース）

・タブレットが全員にないので、各クラスの奇数・偶数番号の生徒が交代で、読書の時間を使って週２回程度学習している。

・購入してしまったから扱っている状況。

・二学期はスタサプの活動は止まっている。

・不登校傾向の生徒はスタサプで学習していることもあるので、論議して総合的に判断しないと廃止するかどうかは難しい。

（保護者からの声）

・スタサプを使わせることが不安でしたが、学校から、今後子どもが自主的にスタサプを使うことはあっても、全員一斉には使用することはないと聞きました。安心してください、といってもらえました！学校のこの対応に涙が出そうになりました。

・他の親御さんと話してみて、スタサプのことで同じ不安をもっていると分かりました。学校に問い合わせたいと思います。

・学校にスタサプを退会したいと相談しました。今日連絡がきて、学校を通せばデータ削除ができると言ってくれました。

【二面に続く】

【一面より続き】

いまこそ知恵を集めて すべての学校が スタサプ問題を 考える時

スタディサプリの中止（または継続）は現場の判断に任されているとはいえ、一筋縄ではいかない問題もあります。

例えば、小学校でスタサプの採用をやめても、中学校に上がったときに必要だからと再入会する場合には正規の料金を払わされるという問題などです。

今回紹介したケースは、今後のスタディサプリについて考える上で大きなヒントになるかもしれません。よろしければ市教組ＨＰの「問い合わせ」からみなさんの職場の情報をお寄せください。

一方、端末に頼りすぎる学習については、ユネスコの勧告をはじめ世界各国でも疑問視する動きが強まっています。

スタディサプリのみならず端末の使い方そのものについても各学校で検討が必要だと考えています。

私たちは集めた情報をもとにさまざまな立場の方と連携することを願い、スタサプ問題に継続して取り組んでいきます。

市教組ＨＰのＱＲコード

要求・質問	回答
（要求１） 子どもへの人権侵害に抗議し、市教委の責任でリクルート「スタディサプリ」の活用を中止することを求めます。また、それに伴う業務は全て市教委の責任で行うことを求めます。	（要求１）スタディサプリは、学校教育法第 34 条第 4 項及びさいたま市立小・中学校 管理規則第１条により、各学校で選定される教材の一つであります。 教育委員会では、引き続き、個人情報の保護に関する法律等に基づき、 保有 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてまいります。 **市教委は責任を負わない？**
（要求２）子どもの人権侵害に教職員を加担させたことに抗議します。 今後浅慮な 施策を学校現場に強要しないよう求めます。	（要求２）今後も、関係法令等に則って、 施策を推進してまいります。
（要求３）子どもの権利条約の精神に則り、SSSP の契約を今年度で終了することを 強く求めます。	（要求３）さいたま市スマートスクールプロジェクト（SSSP）が協力企業と締結している連携協定につきましては、毎年度末に連携協定の更新 延長の可否を協力企業と協議の上、検討してまいります。
（質問 1）リクルート 「スタディサプリ」 に関して、 さいたま市の子どもたちの個人情報が今どこでどのように取り扱われているのか。 **個人を特定できる個人情報は？**（表面下線参照）	（質問１）株式会社リクルートに説明を求めたところ、以下の回答を受けました。 ・直接個人を特定することができない個人情報の一部は、日本以外の国または地域のサーバーや事業拠点において取り扱っております。 ・外国で個人情報を取り扱う際は、 日本の個人情報保護法と同等の保護を提供できる事業者に限り選定し、国内の個人情報取扱事業者と同等の水準が維持 されるよう、適切に監督しております。
（質問 2）リクルート社から各学校や家庭宛に、今回の事案に対する説明がなされるのか。市教委からリクルート社に要請する意向があるか。 **市教委自ら説明することはない**	（質問２）新聞報道があった 7 月 14 日当日に、スタディサプリの公式ホームページに おいて「『スタディサプリ 学校向けサービス（小中学校）』をご利用の児童・生徒・保護者の皆さまへ当該サービスの個人情報の取り扱いについて」という文書が公表され、スタディサプリの個人情報の取扱いやそれに関する株式会社リクルートの考え方について説明されております。
（質問３） リクルート社は以前にも個人情報流出事案を起こした企業であり、今回の報道内容も含め倫理性に疑問を抱かざるを得ない。 今後のスタディサプリの活用は各学校の判断に委ねられるのか。また、市教委として市全体の活用を停止させるのか、それとも放置するのか。	（質問３）スタディサプリは、学校教育法第 34 条第 4 項及びさいたま市立小・中学校 管理規則第１条により、各学校で選定される教材の一つであります。 現時点では、市立小・中学校におけるスタディサプリの運用について、個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項第 1 号に適合していると認識しております。 **適合してさえいればよいのか？** **あくまで学校の判断で行う**
（質問４）今後各学校が「スタディサプリ」の活用を停止する場合には、当然リクルート社から各家庭に対し返金がなされると考えられる。その場合、市教委が窓口になりリクルート社に返金の相談や要請を行うのか。	（質問４）学校がスタディサプリの利用を停止する場合は、学校と株式会社リクルートの間で締結された契約に基づいて、手続きが行われるものと認識しております。 **市教委はノータッチ**
（質問 5） 前掲報道によると 「個人情報保護法は、自治体が個人情報を取得する場 合は業務に必要な場合に限り、利用目的を具体的に定めるよう義務づけている。 文科省の留意事項は『教育データを事業者自身のために利用することは業務に必要とは言えない』」とし、当該アプリの機能改善に子どものデータを使用することを許していない。一方、 現在さいたま市が協定を結んでいる SSSP では、ライフイズテックとの契約において、ユーザーの制作物等は「本サービスの営業 宣伝・広報 インタビュー等の幅広い目的に利用できるものとする」（ライフイズテック 「情報教育ライセンス調達契約書」 R4.7.14）と明記されている。企業が児童生徒の制作物を営業等に活用することは、「教育データを事業者自身のために利用すること」 に他ならない。さいたま市教委が結んだ契約は、文科省の留意事項に抵触していると思われる。 これについて市教委の回答を求める。	（質問５）「情報教育学習支援ソフトライセンス調達契約書」では、さいたま市業務委 託契約基準約款の別記（情報セキュリティ特記事項）の準用が明記されており、 個人情報の保護に関する法律には抵触しておりません。 **リクルート社がスタディサプリを使って直接、個人情報を取得しているという点について、文科省の留意事項に反しているのではないか？という質問に対する回答はない**

※下線は市教組。吹き出しの中身は市教組の解釈。